

第7章

歴史文化資源の保存

・活用の推進体制

1. 保存・活用の推進体制の整備方針

(1) 保存・活用体制の整備方針

歴史文化資源の保存・活用は、所有者等、地域、市民、市関係機関、市防災・防犯機関、市内教育機関、専門機関等、専門委員会等、関係団体、民間事業者が行う取組に、喜多方市が連携・協働することによって推進していきます。市は取組が効果的に行われるよう関係者間の繋がりを取り持ち、必要に応じて、専門機関等や専門委員会等、県、国に報告・相談を行います。そこで受けた指導・助言を参考に、歴史文化資源をまもり、いかし、未来へつなげていきます。

また、本計画の進捗状況や、計画変更・修正の必要性及びその内容は、文化財保護審議会において審議します。

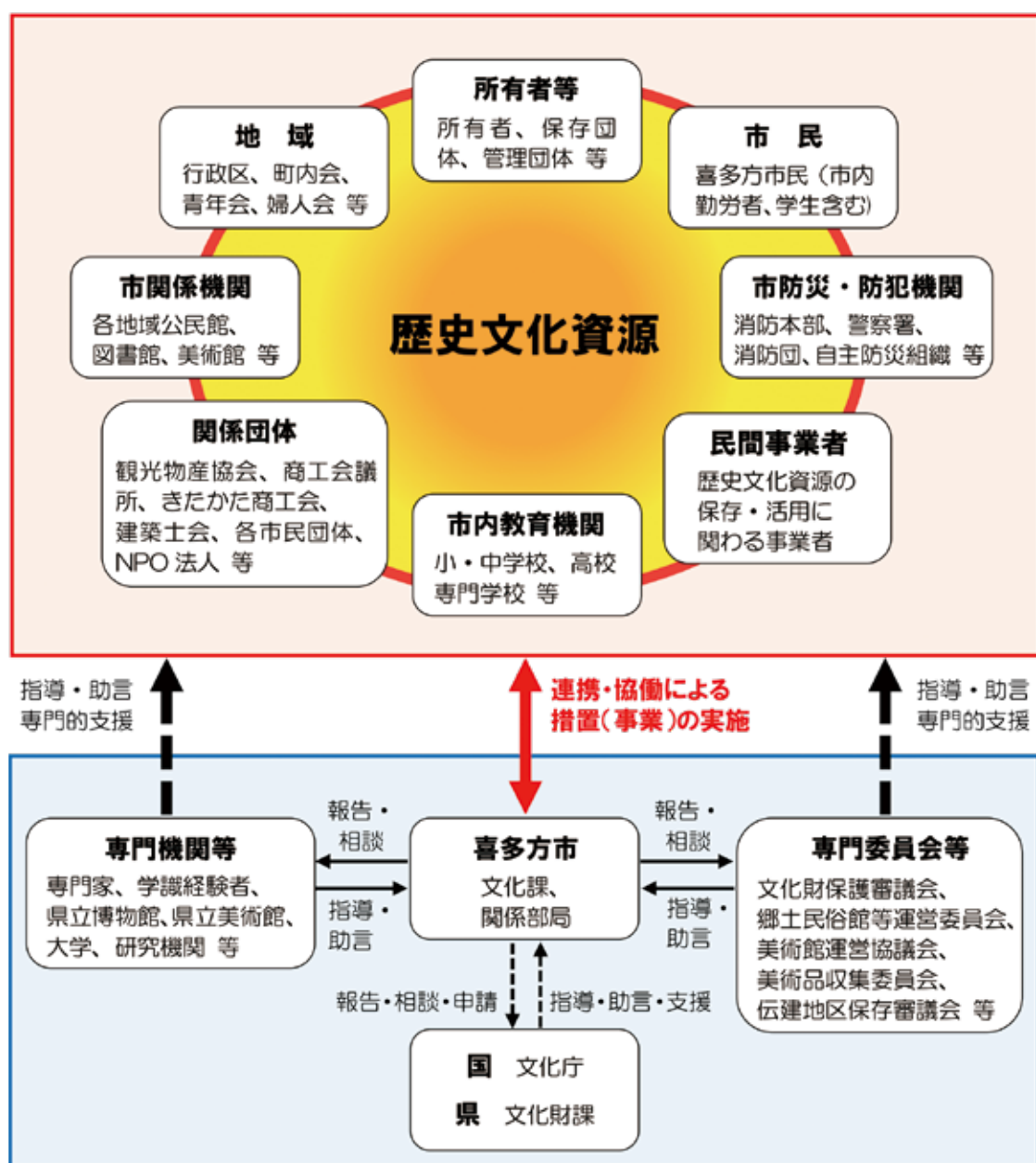


図 7-1：保存・活用の推進体制

（２）防災・防犯体制の整備方針

本市では、「喜多方市地域防災計画」を策定し総合的な防災対策に取り組んでおり、歴史文化資源の防災・防犯対策については、同計画に準拠した方針を定めていきます。防災・防犯に関する方針は、「第４章 歴史文化資源の保存・活用に関する方針」「３．保存・活用に関する方針」に掲げており、それに基づき、「第５章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置」「１．『まもる』に関する措置」で、具体的な取組を定めています。

これらの取組は、所有者等をはじめとして、喜多方市（文化課、危機管理課等）、市防災・防犯機関（喜多方広域消防本部、喜多方警察署等）が中心となって推進します。必要に応じて、専門機関等や専門委員会等、県、国に報告を行い、指導・助言を受けます。基本的な体制はこのとおりですが、歴史文化資源の所有者等だけでは、防災・防犯体制に限界があることから、地域や関係団体とも連携していくことが重要です。災害や人為的な事故、事件等の被害が発生した際の対応・被害状況確認等の連絡体制は以下のとおりです。

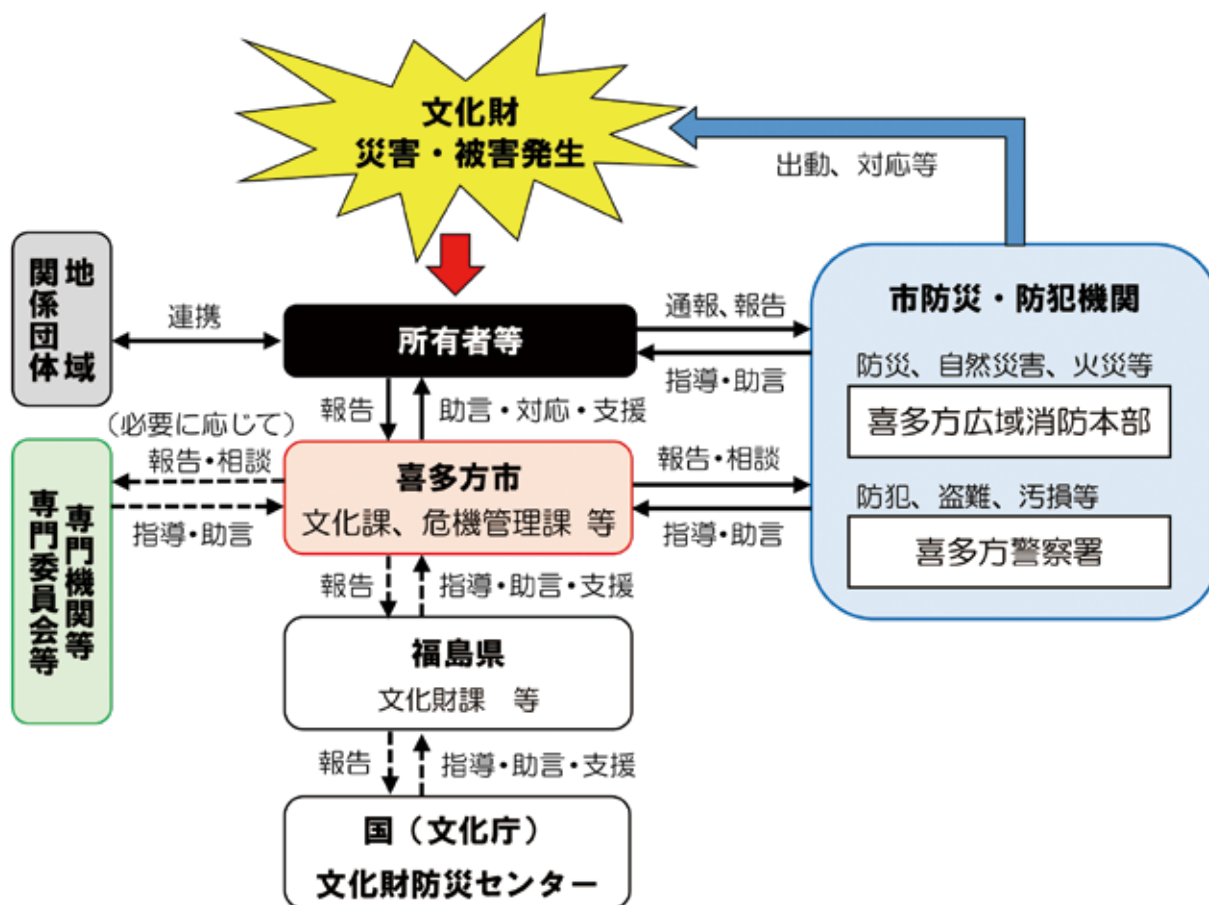


図 7-2：防災・防犯の推進体制

2. 保存・活用の推進体制

(1) 歴史文化資源の保存・活用を推進するための体制

体制整備の方針に基づき、以下の体制で歴史文化資源の保存・活用を推進していきます。

なお、「主に関連する措置」は、「第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置」及び「第6章 文化財保存活用区域に関する事項」「2. 文化財保存活用区域」で示した措置を指しています。

表 7-1：歴史文化資源の保存・活用の体制

実施主体、実施支援・協力		推進体制における役割・業務内容	主に関連する措置		
所有者等	歴史文化資源の所有者	・所有歴史文化資源の保存・管理 ・所有歴史文化資源の防災・防犯対策	1-1 2-1	3-3 3-5	4-7 4-8
	保存団体	・所有歴史文化資源の活用・公開 ・所有歴史文化資源に関する相談	2-2 2-3	3-6 3-9	4-9 4-10
	管理団体	・所有歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり	2-6 2-8	4-3 4-4	6-1 6-2
			2-9	4-5	
地域	行政区	・各主体が行う歴史文化資源の保存・活用への取組への参加、支援、協力	2-2	5-7	
	町内会		2-3	5-8	
	自治会	・各主体が行う歴史文化資源の情報発信	3-3	6-1	
	地域協議会	・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり	3-9		
	青年会		4-3		
	婦人会		4-10		
市民	喜多方市民（市内勤労者、学生含む）	・イベント等への参加	2-7	5-7	6-4
		・歴史文化資源への学び、守る意識の醸成	4-1	5-8	
			5-6	6-1	
喜多方市	文化課	文化課職員8名 うち 埋蔵文化財の専門職員2名 美術工芸品の専門職員1名 ・歴史文化資源の指定・調査・管理・保護 ・芸術文化、伝統芸能 ・市町村史の整理・保存・販売	1-1 ～ 6-5		
	企画調整課	・総合的な企画調整、新市建設計画の進捗管理、国際交流、男女共同参画社会、広域行政、特定非営利法人 ・総合計画、行政改革、地方創生、総合教育会議 ・広聴、広報、市勢要覧、ホームページ管理	6-1		
	地域振興課	・地域振興の総合計画、地域づくり事業、住民自治、地域公共交通、山村地域対策の総合計画・統制、農山村の定住・二地域居住	4-9 4-10 6-1		
	情報政策課	・情報化政策、電子自治体化、システム管理運用、統計調査	6-1		
	財政課	・財政計画、予算編成・管理 ・財産管理、財産区	6-1		
	危機管理課	・消防、防災、防犯、交通安全 ・原発事故対策	3-6 3-9 6-1		
	市民生活課	・市民相談、行政相談、消費者相談、墓地、環境汚染、一般廃棄物、廃棄物の収集・運搬、公害、再生可能エネルギー ・有害鳥獣対策	6-1		
	社会福祉課	・地域包括ケア、民生児童委員、社会福祉法人 ・障がい者福祉	6-1		
	こども課	・児童福祉、母子福祉、父子福祉、少子化対策、児童館、認定こども園、保育所	4-14 6-1		
	高齢福祉課	・高齢者福祉、敬老事業、老人クラブ	6-1		
	保健課	・成人・高齢者の健康づくり、栄養事業	6-1		
	農業振興課	・農政、農業経営、担い手育成、新規就農	6-1		
	農山村振興課	・農林道、農林業施設管理、土地改良、治山、災害復旧 ・森林資源、林政、治水	6-1		

実施主体、実施支援・協力		推進体制における役割・業務内容	主に関連する措置	
喜多方市	商工課	・企業誘致、企業支援 ・商工業振興、商工金融、中小企業支援、創業支援、雇用機会の確保、就職支援、雇用対策、未組織労働者、シルバー人材センター	6-1	
	観光交流課	・観光に係る総合企画・調整、観光関連施設の整備・維持管理、特産品の開発とブランド化販路拡大、物産振興と輸出 ・グリーンツーリズムの推進 ・花を活用したまちづくり	4-3 4-4 5-1 5-5 5-6	5-7 6-1
	建設課	・除雪対策、道路・橋梁の維持管理、道路・河川占用管理、市道管理 ・道路・橋梁の整備、河川整備、災害復旧、区画整理	6-1	
	都市整備課	・都市計画の計画策定・決定、開発行為の指導・許可、国土利用計画、土地取引の規制、都市公園の占用・使用許可、屋外広告物、景観計画 ・都市計画街路事業、都市公園事業、公園緑地の維持管理、土地区画整理事業 ・建築、景観形成、空き家対策、重要伝統的建造物群保存地区の保存・活用 ・市有施設の建設・修繕	4-3 4-9 4-10 5-1 5-7 6-1	
	下水道課	・下水道施設等の維持管理 ・下水道事業計画・整備	6-1	
	水道課	・水道施設の整備・維持管理、水質管理、原水の取水、導水、浄水、送水	6-1	
	学校教育課	・学校・幼稚園の設置・管理、就学事務、通学区域、学級編成、教科書採択、教育課程、学習指導、教職員の研修、学校保健、学校給食	4-14 6-1	
	生涯学習課	・社会体育施設の管理・運営、スポーツ振興 ・ひとづくり・交流拠点複合施設の建設準備 ・生涯学習の総合調整・計画・普及、社会教育施設の管理	4-3 4-13 5-1 6-1	
	中央公民館	・事業の企画・実施、公民館統括、連絡調整	4-3 4-13	5-1 6-1
	熱塩加納総合支所住民課	【熱塩加納町】 ・本庁・各総合支所との連絡調整、財産管理、予算管理、地域振興、統計調査、地域内の広報広聴、行政区、財産区、消防・防災、交通安全、生涯学習の推進・普及・啓発、社会教育・社会体育施設の管理運営、スポーツ振興、学校給食 ・市民相談、防犯、環境保全対策、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、成人・老人・母子保健	3-9 4-3 4-10 4-13 5-1 5-5 5-6 6-1	
	熱塩加納総合支所産業建設課	【熱塩加納町】 ・農林業振興、農林道、農林施設の維持管理 ・商工業振興、観光振興、観光イベント、観光施設の維持管理 ・道路・橋梁の整備・維持管理、除雪対策、道路占有管理	3-9 4-3 4-10 4-13 5-1	5-5 5-6 6-1
	塩川総合支所住民課	【塩川町】 ・本庁・各総合支所との連絡調整、財産管理、予算管理、地域振興、統計調査、地域内の広報広聴、行政区、財産区、消防・防災、交通安全、生涯学習の推進・普及・啓発、社会教育・社会体育施設の管理運営、スポーツ振興、学校給食 ・市民相談、防犯、環境保全対策、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、成人・老人・母子保健	3-9 4-9 4-10 4-13 5-5 6-1	
	塩川総合支所産業建設課	【塩川町】 ・農林業振興、農林道、農林施設の維持管理 ・商工業振興、観光振興、観光イベント、観光施設の維持管理 ・道路・橋梁の整備・維持管理、除雪対策、道路占有管理	3-9 4-9 4-10 4-13 5-5	6-1

実施主体、実施支援・協力		推進体制における役割・業務内容	主に関連する措置
喜多方市	山都総合支所住民課	【山都町】 ・本庁・各総合支所との連絡調整、財産管理、予算管理、地域振興、統計調査、地域内の広報広聴、行政区、財産区、消防・防災、交通安全、生涯学習の推進・普及・啓発、社会教育・社会体育施設の管理運営、スポーツ振興、学校給食 ・市民相談、防犯、環境保全対策、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、成人・老人・母子保健	3-9 4-3 4-4 4-13 4-14 6-1
	山都総合支所産業建設課	【山都町】 ・農林業振興、農林道、農林施設の維持管理 ・商工業振興、観光振興、観光イベント、観光施設の維持管理 ・道路・橋梁の整備・維持管理、除雪対策、道路占有管理	3-9 6-1 4-3 4-4 4-13 4-14
	高郷総合支所住民課	【高郷町】 ・本庁・各総合支所との連絡調整、財産管理、予算管理、地域振興、統計調査、地域内の広報広聴、行政区、財産区、消防・防災、交通安全、生涯学習の推進・普及・啓発、社会教育・社会体育施設の管理運営、スポーツ振興、学校給食 ・市民相談、防犯、環境保全対策、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、成人・老人・母子保健	3-9 4-3 4-13 4-14 5-1 6-1
	高郷総合支所産業建設課	【高郷町】 ・農林業振興、農林道、農林施設の維持管理 ・商工業振興、観光振興、観光イベント、観光施設の維持管理 ・道路・橋梁の整備・維持管理、除雪対策、道路占有管理	3-9 6-1 4-3 4-13 4-14 5-1
国・県	文化庁	・国指定文化財の諸業務所管	6-1
	関係省庁	・地域計画の変更に関わる協議、報告	
	福島県教育庁文化財課	・国・県指定文化財の諸業務所管 ・県文化財保存活用大綱に則った市との連絡・協力	
	福島県関係部局	・災害時相互応援協定に基づく歴史文化資源レスキュー活動	
市関係機関	松山公民館	・各地域公民館の運営	2-4
	上三宮公民館	・歴史文化資源に関する生涯学習の推進	3-9
	岩月公民館	・地域の歴史文化資源の発掘	4-1
	関柴公民館	・地域の歴史文化資源に関する情報発信	4-3
	熊倉公民館	・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり	4-4
	豊川公民館		4-5
	慶徳公民館		4-13
	熱塩加納公民館		5-7
	塩川公民館		5-8
	堂島地区公民館		6-1
	姥堂地区公民館		6-3
	駒形地区公民館		
	山都公民館		
	高郷公民館		
	喜多方市立図書館	・図書、記録その他必要な資料の収集・整理・保存 ・図書、記録その他必要な資料の貸出・閲覧 ・図書、記録その他必要な資料の調査・研究 ・住民等の教養向上のための講座やレクリエーション等の開催 ・地域の歴史文化資源に関する情報発信 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり	
	喜多方市美術館	・美術に対する知識及び教養の向上 ・美術作品その他の美術に関する資料の収集・保管・展示 ・美術に関する調査・研究 ・美術に関する展覧会、講演会、講習会、映写会等の開催 ・地域の歴史文化資源に関する情報発信 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり	

実施主体、実施支援・協力		推進体制における役割・業務内容	主に関連する措置
市防災・防犯機関	喜多方広域消防本部	・市の防災に関すること ・歴史文化資源の防災・防犯に関するネットワークづくり	3-3 3-4
	喜多方警察署	・市の防犯に関すること ・歴史文化資源の防災・防犯に関するネットワークづくり	3-5 3-6
	各地区消防団	・各地区の防災に関すること	3-9
	各地区自主防災組織	・歴史文化資源の防災・防犯に関するネットワークづくり	6-1
市内教育機関	第一小学校	・歴史文化資源の担い手育成 ・各主体が行う歴史文化資源の保存・活用への取組への参加 ・歴史文化資源や施設の見学 ・歴史文化資源に関する授業等の実施・促進 ・地域の歴史文化資源に関する情報発信 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり	2-4
	第二小学校		4-3
	松山小学校		4-5
	上三宮小学校		4-14
	第三小学校		5-8
	関柴小学校		6-1
	熊倉小学校		
	豊川小学校		
	慶徳小学校		
	熱塩小学校		
	加納小学校		
	塩川小学校		
	堂島小学校		
	姥堂小学校		
	駒形小学校		
	山都小学校		
	高郷小学校		
	第一中学校		
	第二中学校		
	第三中学校		
	会北中学校		
	塩川中学校		
	山都中学校		
	高郷中学校		
	喜多方高校		
	喜多方桐桜高校		
	会津農林高校(分校)		
	テクノアカデミー会津校		
専門機関等	専門家、学識経験者	・市内歴史文化資源の保存・活用に係る指導・助言 ・調査・研究・情報提供	1-1 1-2
	福島県立博物館	・市内歴史文化資源の保存・活用に係る指導・助言 ・歴史文化資源の調査・研究・情報提供 ・イベント等での協力 ・展示資料の貸貸借	1-4 2-7 2-13 2-14
	福島県立美術館	・市内歴史文化資源の保存・活用に係る指導・助言 ・美術品の調査・研究・情報提供 ・イベント等での協力 ・展示資料の貸貸借	3-9 4-6 4-7 4-8
	福島県文化財センター白河館	・市内歴史文化資源の保存・活用に係る指導・助言 ・埋蔵文化財の調査・研究・情報提供 ・イベント等での協力 ・展示資料の貸貸借	4-12 4-15 5-1 5-2
	大学、研究機関	・歴史文化資源の保存・活用に係る指導・助言 ・調査・研究・情報提供	6-1 6-3

実施主体、実施支援・協力		推進体制における役割・業務内容	主に関連する措置
専門委員会等	喜多方市文化財保護審議会	・文化財の保存・活用に関する調査審議 ・これらの事項に関する市教育委員会への建議	1-1 5-2 1-2 5-3
	喜多方市郷土民俗館等運営委員会	・郷土民俗館等の運営に関する重要事項の調査審議	1-4 5-4 2-10 6-1
	喜多方市美術館運営協議会	・美術館の運営、事業計画、その他の美術館に関する重要事項に関する調査審議	2-13 6-2 2-14 6-3
	喜多方市美術品収集委員会	・美術館において収集し、保管し、展示する美術作品等に関する調査審議	3-9 4-4
	喜多方市伝統的建造物群保存地区保存審議会	・伝統的建造物群保存地区の保存等に関する重要事項の調査審議	4-6 4-7 4-8
	その他市の委員会等	・各分野に関する重要事項の調査審議	4-12 5-1
関係団体 (第2章「6. 歴史文化資源に関する取組」 「歴史文化資源の関係団体等一覧」参照)	喜多方観光物産協会	・各専門分野の知識やノウハウをいかした歴史文化資源の保存・活用への取組の実施、参加、支援、協力 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり	2-4
	会津喜多方商工会議所		2-5
	きたかた商工会		3-9
	福島県建築士会喜多方支部		4-3
	各市民団体		5-5
	NPO法人		5-7 6-1
民間事業者	歴史文化資源の保存・活用に関わる民間の事業者	・各専門分野の知識やノウハウをいかした歴史文化資源の保存・活用への取組の実施、参加、支援、協力 ・歴史文化資源の保存・活用のためのネットワークづくり	4-3 4-12 5-7 6-1

（２）歴史文化資源の防災・防犯を推進するための体制

体制整備の方針に基づき、以下の体制で歴史文化資源の防災・防犯を推進していきます。

①災害・被害リスクの把握

歴史文化資源に起こり得る災害・被害リスクは、所有者等と喜多方市がともに想定・把握し、把握されたリスクを市がハザードマップや災害対応マニュアルとして整理します。

ア．所有者等と喜多方市がともに実施する取組

- ・歴史文化資源の状況を点検し、強風や雨水、倒木等、影響を受けそうな箇所及び被害について想定します。
- ・自然災害は、その発生自体が地形等に影響されることが大きいことから、周辺地形の把握とともに、災害ハザードマップ等をもとに、起こり得る被害を想定します。
- ・特に建造物等は、火災によって被災しやすいことから、付近における火器の使用や可燃性の高い物品の存在、漏電の可能性等、災害発生のリスクを把握しておきます。
- ・特に美術工芸品等は、保管や展示場所の火災、盗難等の被害発生のリスクを把握しておきます。

イ．喜多方市の取組

- ・想定・把握された災害に対する危険性を整理した「歴史文化資源ハザードマップ」を作成します。
- ・災害・被害発生時に、被災した歴史文化資源に対する迅速かつ最適な処置が取れるよう、「歴史文化資源災害対応マニュアル」の作成を推進し、公表します。

②事前対策

災害・被害リスクの把握を踏まえて、市は事前対策を推進し、所有者等に防犯・防災に関する指導・助言を行います。所有者等だけで防犯・防災対策を講じることが難しい事項は、市とともに行います。

ア．喜多方市の取組

- ・地震対策として、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」及び「伝統的建造物群の耐震対策の手引」等を踏まえつつ、専門家の指導助言のもと、歴史文化資源の価値を損なわない適切な対策を推進します。
- ・防火対策として、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」等を踏まえつつ、専門家の指導・助言のもと、歴史文化資源の価値を損なわない適切な対策を推進します。
- ・災害・被害による万が一の消失等に備えて、歴史文化資源のデータベース化及びデジタル化等の記録保存を推進します。
- ・災害・被害リスクが考えられる箇所の補強・修理、被害を軽減するための設置場所等の工夫、防災施設の設置等の対策について、所有者等に指導・助言を行います。

イ．所有者等の取組

- ・地震対策として、建造物については、市の指導・助言のもと、可能な限り専門家による耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を実施します。

ウ. 所有者等と喜多方市がともに実施する取組

- ・被害リスクの高い歴史文化資源について、防犯設備の充実や、警察署と連携を図った巡視・点検等の強化等、必要な防犯対策を講じます。また、歴史文化資源パトロールや防犯パトロールの実施等、地域全体で防犯対策を推進します。

③防災対策の周知

市は防災対策について積極的な周知を行い、所有者等、地域及び消防本部と連携して防災訓練等を行います。

ア. 喜多方市の取組

- ・市防災・防犯機関（消防本部、警察署等）と連携して、「歴史文化資源ハザードマップ」等を活用し、歴史文化資源の所有者等や地域に対して、災害・被害リスクについての周知や、防災・防犯意識の向上のための指導・助言等を継続的に実施します。

イ. 所有者等、地域及び喜多方市がともに実施する取組

- ・文化財防火デーを中心に、市危機管理課や消防本部等と連携し、歴史文化資源の見回りを行うとともに、地域住民や消防団が参加しての防災訓練を実施し、非常時の対応についての知識並びに地域の歴史文化資源への防災意識の向上を図ります。
- ・訓練にあたっては、「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を活用し、各歴史的建造物等で想定される火災危険等を考慮した上で実施します。

④災害・被害発生時の対応

災害・被害発生時は、所有者等が緊急対応にあたりとともに、市は被害状況を把握し、必要に応じた関連機関への報告を行い、適切な保護・救済の措置を講じます。

ア. 所有者等の取組

- ・災害・被害発生時には、自身及び見学者等の安全確保の後、歴史文化資源の被害状況の確認を行い、可能な場合は安全な場所に移動させる等の緊急の保護・救済対応を図ります。

イ. 喜多方市の取組

- ・歴史文化資源が被災した場合、その状況を速やかに把握し、市防災・防犯機関や必要に応じて県や国等の関連機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護・救済対応を行います。
- ・歴史文化資源の保護・救済対応について、所有者等や関連機関と協議しながら、その種別や被災状況等に応じた適切な措置を講じます。その際、必要に応じて専門機関等や専門委員会等の指導・助言を受ける等、関係者間の連携した取組を進めます。

喜多方市文化財保存活用地域計画

令和5年3月

発行：喜多方市教育委員会

〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244-2

TEL 0241-24-5323 FAX 0241-25-7075

E-mail bunka@city.kitakata.fukushima.jp

